

令和3年2月1日

チューター各位

国立大学法人 東京大学

マイナンバーに関する本人確認書類のご提出についてのお願い

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成28年(2016年)1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆるマイナンバー法)が施行されることに伴いまして、本学では、報酬・料金、諸謝金等や不動産関係の使用料等に関するお支払いをするすべての方からマイナンバーを収集する必要があります。

また、マイナンバーの収集に際しては、ご本人であることの確認が併せて必要となります。

つきましては、所定の書類を下記担当あてにご提出くださるようお願い申し上げます。

なお、収集したマイナンバー及び本人確認書類につきましては、利用後、当方で責任をもって廃棄することを申し添えます。

記

別添えの様式4-1に下記の書類を貼り付けし、封書に厳封の上、ご提出下さい。

① 「マイナンバーカード」の写し(両面)

- * 封書にはご自身のお名前と”マイナンバーカード写し在中(チューター)”と明記下さい。
- * 「個人番号通知カード」しかお持ちでない方は、様式4-2に通知カードの写しと学生証の写しを貼り付けて提出して下さい。
- * 2020年5月25日以降発行された「個人番号通知書」につきましては、番号確認書類として認められないことになりましたので、「マイナンバーの記載のある住民票」の写しのご提出をお願いします。

【注意事項】

- ・ TAなどで同様の書類を既に提出されている方も、提出が必要です。
- ・ 教務カウンターに直接提出、もしくは郵送にて提出願います。(学内便は受け付けません)
- ・ 出勤表とは分けて、様式4-1(または4-2)のみを厳封してください。

<本件事務担当> 柏地区共通事務センター 給与チーム (04-7136-3598)
<本件書類提出先> 新領域創成科学研究科教務チーム (04-7136-4094)

〒277-8561 千葉県柏市柏の葉5-1-5

東京大学大学院新領域創成科学研究科 教務チーム (チューター担当)